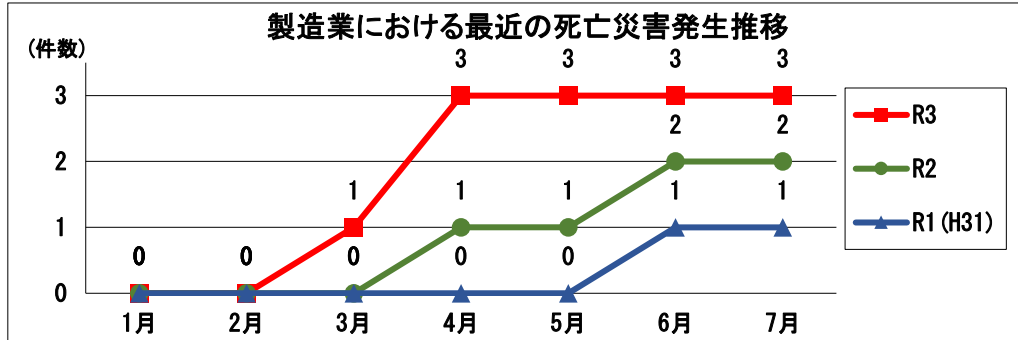


サスティナブルな安全管理を！！ ～製造業の死亡災害増加中～

神奈川県内における製造業の労働災害による死亡者数は、令和3年7月末現在3人と、前年同期の2人と比べて上回っております。

本年の製造業における死亡災害の事故の型を見ると、「墜落・転落」によるものが2人と半数以上を占め、従来の事故の型である「はさまれ・巻き込まれ」よりも目立っております。



令和3年の製造業における死亡災害発生事例

- 1 船の引渡し式終了後、横断幕を支える仮設の単管パイプ組（43メートル×7メートル、高さ4.5メートル）を解体作業中、高さ2.7メートルの単管パイプに乗り、クランプを取り外そうとして墜落した。（3月発生、墜落・転落、造船業）
- 2 粉状の鉱石を運ぶコンベヤーラインのホッパーを修繕中、ホッパー下端の排出口の下でホッパーを叩いていたところ、ホッパー内に付着していた粉状の鉱石が落ちてきて、下敷きになった。（4月発生、崩壊・倒壊、機械修理業）
- 3 ミキサー車の運転手が自車の水タンクに上がり、運転席の屋根を洗車中、水タンクから1.7メートル墜落した。（4月発生、墜落・転落、セメント・同製品製造業）

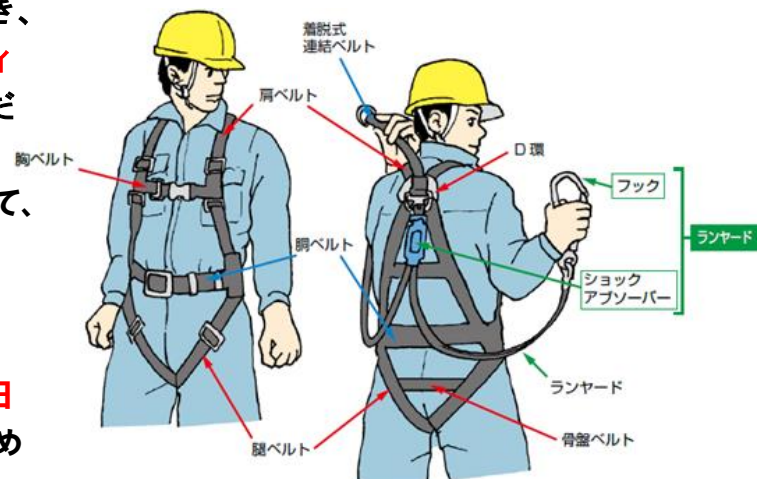
墜落する高さに因み、「1メートルは、^{いちめーとる}一命取る！」とも申します。

製造業の皆様におかれましては、墜落による重篤な災害、特に死亡災害を防止するため、作業床や手すりの設置を徹底するとともに、墜落時の身体負荷軽減を図るフルハーネス型墜落制止用器具（安全帯）の使用についての再確認、使用する作業者の特別教育の実施をお願いいたします。

また、裏面のチェックリストもご活用いただき、職場の災害ゼロから危険ゼロを目標に、サスティナブルな（継続可能な）安全管理にお取り組みください。

（高さが6.75メートル以下における高所作業において、墜落時に地面に到達するおそれのある場合は、「胴ベルト（一本つり）安全帯」を使用できます。

また、旧規格による墜落制止用器具の使用は、令和4年1月1日まで可能ですが、令和4年1月2日からは、新規格による墜落制止用器具の使用が求められます。）



労働災害防止のためのチェックリスト

このチェックリストは、事業者において講ずべき対策のうち主要なものを取りまとめたものです。労働災害防止対策の実施状況についてチェックしましょう。

I 安全衛生教育を実施していますか？

1	労働者の雇入れ時、作業転換時に労働災害防止に関する教育を実施している	<input type="checkbox"/>
2	法定資格の必要な作業には、資格者を配置している	<input type="checkbox"/>
3	機械等の操作に関して作業実態に応じた安全衛生教育を実施している	<input type="checkbox"/>
4	職長に対し、定期的に能力向上教育を実施している（おおむね5年以内ごと）	<input type="checkbox"/>

II 転倒災害防止のための措置を講じていますか？

1	身の回りの整理・整頓を行い、通路や階段、出口に物を放置しない	<input type="checkbox"/>
2	床の水たまりや氷、油、粉類などは放置せず、その都度取り除いている	<input type="checkbox"/>
3	作業靴は、作業現場に合った耐滑性を有し、かつサイズのあったものを着用させている	<input type="checkbox"/>
4	段差のある箇所や滑りやすい場所などに注意を促す標識をつけている	<input type="checkbox"/>


III 墜落・転落災害防止のための措置を講じていますか？

1	高所やピット等で墜落・転落の恐れのある個所には、囲い、手すり、覆いなどを設けている	<input type="checkbox"/>
2	トラックやコンテナ等へのシート掛け・シート外しを行う際は、安全な作業床の設置、又は、墜落制止用器具及び保護帽を使用させている	<input type="checkbox"/>
3	足場等の設置が困難な高さ2m以上の高所作業のために、適切な墜落制止用器具（安全帯）を用意している	<input type="checkbox"/>

4	労働者に対してハーネス型墜落制止用器具特別教育を実施している（未実施の場合は次のサイトを参照ください）	<input type="checkbox"/>
---	---	--------------------------

神奈川労務安全衛生協会開催 「ハーネス型墜落制止用器具特別教育」

検索



QRコード

5	はしごや脚立を使用する場合、はしごは上部を固定するなど転倒防止措置を講じ、脚立は開き止めを確実に掛け天板には乗らないことなど適切な使用方法を徹底している	<input type="checkbox"/>
---	--	--------------------------

IV 機械へのはさまれ・巻き込まれ災害防止のための措置を講じていますか？

1	機械の駆動部など、はさまれ・巻き込まれの恐れのある箇所には、覆いを設ける等の措置を講じている	<input type="checkbox"/>
2	機械の清掃、検査、修理、調整等の作業を行う際は、機械の運転の停止を確認したうえで作業を行っている	<input type="checkbox"/>
3	上記作業のため運転を停止している機械について、起動装置に表示板をかける等、他の労働者が運転することを防止する対策を講じている	<input type="checkbox"/>

V 交通労働災害防止のための措置を講じていますか？

1	労働者に対して交通労働災害防止にかかる教育を実施している	<input type="checkbox"/>
2	運行経路における交通安全情報マップを作成し、労働者に周知している	<input type="checkbox"/>

VI 高齢労働者に配慮した措置を講じていますか？

1	通路を含め、安全に移動できるように十分な明るさ（照度）を確保している	<input type="checkbox"/>
2	警報音等は聞き取りやすい中低音域の音とし、パトライト等は有効視野内に設置している	<input type="checkbox"/>
3	階段には手すりを設け、可能な限り通路の段差を解消している	<input type="checkbox"/>
4	不自然な作業姿勢をなくすため作業台の高さや作業対象物の配置を考慮している	<input type="checkbox"/>

VII 労働災害防止に関する情報を共有するための措置を講じていますか？

1	ヒヤリ・ハット情報を収集し、事業場内外の危険個所を把握している	<input type="checkbox"/>
2	事業場内外における危険個所について、労働者間で情報を共有している	<input type="checkbox"/>
3	危険個所について見える化を図り、注意喚起を行っている	<input type="checkbox"/>
4	事業場内や配送経路における危険マップを作成し共有している	<input type="checkbox"/>
5	危険予知訓練（KYT）を導入し、実施している	<input type="checkbox"/>
6	リスクアセスメントを導入し、リスク低減措置を講じている	<input type="checkbox"/>